　　　静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　静岡市は、外国の教育機関の生徒及び教員で構成される団体が教育課程の一環として本市を訪れる事業（その準備のために当該教育機関の職員が訪れる事業を含む。以下「訪日教育旅行」という。）を支援することにより、外国人観光客として本市を再訪する者の増加を図り、もって本市における外国人旅行者による交流人口の増加に資するため、訪日教育旅行を実施する者（その者のために国内において旅行業務を実施する者を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

　（補助事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、訪日教育旅行のうち次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１）市内の宿泊者を合計した人数（複数の日にわたる宿泊にあっては、宿泊者の延べ人数）が20人以上となること。

（２）市内の移動にバスを利用し、市内の観光施設又は飲食施設を２箇所以上利用すること。

　（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要するバスの借上料のうち市内滞在日（市内の学校との交流又は観光施設若しくは飲食施設の利用がある日をいう。）に要する経費とする。ただし、当該経費に対し、国、他の地方公共団体又はそれに準ずる団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該交付を受ける金額に相当する額は、補助対象経費としない。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、10万円を限度とする。

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、訪日教育旅行誘致促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、補助事業の開始の日の30日前の日又は補助事業の完了の日が属する年度の４月１日のいずれか遅い日までに市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）市内に滞在する日のバスの借上げに係る見積書

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

　（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、訪日教育旅行誘致促進補助金交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第５条の２各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

　（変更、中止又は廃止の承認申請）

第７条　第６条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ訪日教育旅行誘致促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）変更事業計画書（様式第２号）

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

　（変更、中止又は廃止の承認）

第８条　市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、訪日教育旅行誘致促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに静岡市訪日教育旅行誘致促進事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）市内に滞在する日のバスの借上げに係る領収書の写し

（２）市内での宿泊を証明する書類

（３）市内の観光施設又は飲食施設で支払があった場合はその領収書の写し

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

　（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、訪日教育旅行誘致促進事業補助金交付確定通知書（様式第７号）により当該補助事業者に通知するものとする。

　（請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

　（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第12条　補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（１）補助金の交付を受けようとする者は、第５条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（２）補助事業者は、第９条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

（３）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前２号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア　補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ　アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（４）市長は、第６条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前２号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

　（雑則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成30年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

訪日教育旅行誘致促進補助金交付申請書

　年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その  主たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 申請者 | 氏名 | 法人にあっては、その  名称及び代表者の氏名 |  |
|  | 電話 |  |  |

　　補助金の交付を受けたいので、静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

　１　教育機関の名称

　２　交付申請額　　　　　　　円

　３　添付書類

　（１）事業計画書（様式第２号）

　（２）市内に滞在する日のバスの借上げに係る見積書

様式第２号（第５条、第７条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

|  |  |
| --- | --- |
| 教育機関の名称 |  |
| 教育機関の所在地 |  |
| 訪日教育旅行又はその事前視察の責任者 |  |
| 参加人数 | 生徒　　人、教員　　人、その他関係者　　人　　計　　人 |
| 宿泊施設  （施設所在地） | （静岡市　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 市内宿泊人数 | 生徒　　人、教員　　人、その他関係者　　人　　計　　人 |
| 使用したバスの事業者の名称  （事業者所在地） | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 市内に滞在する日のバスの借上げに要する経費 | 円 |
| 利用する観光施設又は飲食施設 |  |
| 備考 |  |

　（注）

　　１　変更の場合は、変更のあった項目のみを記載してください。

　　２　行程表欄に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

　　３　日本滞在中の行程表を参考に添付してください。

様式第３号（第６条関係）

　　　第　　　号

　　　年　月　日

　　　　　　　様

静岡市長　氏　　　名　印

訪日教育旅行誘致促進補助金交付決定通知書

　　　　年　月　日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

　１　交付決定額　　　　　　　円

　２　交付の時期

　３　交付の条件

　（１）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

　　　ア　補助事業の目的及び内容

　　　イ　補助事業の事業計画及び収入支出の変更

　　　ウ　交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

　（２）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

　（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

　（４）補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

　　　ア　要綱第９条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

　　　イ　要綱第９条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

　　　（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

　　　（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第４号（第７条関係）

訪日教育旅行誘致促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

　年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その  主たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 申請者 | 氏名 | 法人にあっては、その  名称及び代表者の氏名 |  |
|  | 電話 |  |  |

　　　　年　月　日　　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

　１　変更（中止・廃止）の内容

　２　変更（中止・廃止）の理由

様式第５号（第８条関係）

第　　　号

　年　月　日

　　　　　　　様

静岡市長　氏　　　名　印

訪日教育旅行誘致促進事業変更（中止・廃止）承認通知書

　　　　年　月　日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

　承認の内容

様式第６号（第９条関係）

訪日教育旅行誘致促進事業実績報告書

　年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その  主たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 報告者 | 氏名 | 法人にあっては、その  名称及び代表者の氏名 |  |
|  | 電話 |  |  |

　　年　月　日付け　　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　交付決定額　　　　　　　円

２　事業完了年月日　　　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）市内に滞在する日のバスの借上げに係る領収書の写し

（２）市内での宿泊を証明する書類

（３）市内の観光施設又は飲食施設で支払があった場合はその領収書の写し

様式第７号（第10条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　様

静岡市長　氏　　　名　印

訪日教育旅行誘致促進事業補助金交付確定通知書

　　　　年　月　日付け　　　第　　　号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

　１　交付決定額　　　　　　　円

　２　交付確定額　　　　　　　円

様式第８号（第12条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

　年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その主  たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 報告者 | 氏名 | 法人にあっては、その名  称及び代表者の氏名 |  |
|  | 電話 |  |  |

　　　　年　月　日付け　　　第　号により補助金の交付の決定を受けた静岡市訪日教育旅行誘致促進補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

　１　補助金の確定額（　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

金　　　　　　　　　　円

　２　補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

金　　　　　　　　　　円

　３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金　　　　　　　　　　円

　４　補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額）

金　　　　　　　　　　円